

ノーマライゼーション社会の 実現をめざして

富山市障害者計画

平成19年3月
富山市

ノーマライゼーション社会の
実現をめざして

富山市障害者計画

はじめに



私たちが住む富山市は、北に広がる富山湾から東にそびえる急峻な山々まで、高低差約3,000メートルの豊かな自然に恵まれた魅力ある都市です。

そうした恵まれた自然環境の一方で、近年、人口減少と少子高齢化や核家族化の進展、あるいは、家庭や地域社会の変化等に伴い、福祉に対するニーズは、ますます多様化・高度化しており、障害福祉の分野におきましても、施設福祉から在宅福祉へと重点が移るとともに、住み慣れた地域での自立と社会参加を促進するなど、真に心の豊かさや潤いを実感することができる環境づくりが求められています。

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、従来の支援費制度では対象者となっていなかった精神に障害のある人を加え、障害の種別に関わらず障害のある人が必要とするサービスを利用できるように仕組みを一元化し、障害のある人が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うこととされました。

こうした状況を踏まえ、このたび平成17年4月に7市町村が合併した新富山市として、障害のある人の生活全般に関する施策や指針を盛り込んだ「富山市障害者計画」と、具体的な障害福祉サービスの数値目標を定めた「富山市障害福祉計画」(別冊)を策定したところです。

本市では、障害の有無に関わらず、誰もが地域において普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション社会」の実現を目指し、計画の推進に全力をあげて取り組んでおりますが、市民の皆様には、この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、アンケート調査及びパブリックコメントなどを通して貴重なご意見をいただきました関係団体及び市民の皆様、並びに熱心なご審議を賜りました富山市障害者計画等策定委員会の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成19年(2007年)3月

富山市長 森 雅 志

富山市障害者計画策定にあたって

1 背景	1	2 計画の策定方法	3
(1) わが国の動向	1	(1) ニーズの把握等	3
(2) 本市の取組み	2	(2) 計画の策定体制	3

第1部 現 状

富山市の状況

1 富山市の概要	7
2 人口の推移	8

障害のある人たちの現状

第1 障害のある人たちの数 > 9

1 身体に障害のある人	9
(1) 障害の種類別・障害の程度別の身体に障害のある人の数	9
(2) 年齢区分別の身体に障害のある人	10
2 知的障害のある人	12
3 精神に障害のある人	13
4 発達障害のある人	13
5 高次脳機能障害のある人	14
6 難病患者等	14
7 まとめ	15

第2 世帯・住居の状況 > 16

1 世帯人数	16
2 配偶者の有無	17
3 同居者	18

4 持ち家率	18
---------------	----

第3 障害のある人の雇用・就業の状況 > 19

1 民間企業の雇用状況	19
(1) 雇用率の推移	19
(2) 企業規模別にみた障害のある人の雇用状況	20
(3) 産業別にみた障害のある人の雇用状況	21

2 本市の雇用状況	23
------------------	----

3 就労の状況	23
----------------	----

第4 外出の状況と近所づきあい > 25

1 外出の頻度	25
2 外出時の主な交通手段（身体に障害のある人）	26
3 近所づきあい	27

各種サービス等の状況

第1 啓発・広報 > 28

1 各種イベント	28
(1) 福祉啓発事業	28
(2) 模範更生者表彰事業	28
(3) 障害者（児）作品展	28

(4) 精神保健普及啓発事業	28	(3) 精神障害入院・通院者数	39
2 福祉教育	29	(4) 特定疾患、小児慢性特定疾患患者等への公費負担	40
3 広報啓発	29		
第2 ボランティア等	30	第5 生活支援サービス	41
1 ボランティア等の養成	30	1 在宅生活支援サービス	41
2 富山市ボランティアセンター	30	(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）	41
第3 相談・情報提供	31	(2) 短期入所（ショートステイ）	42
1 相談事業	31	(3) 寝具乾燥	42
(1) 障害者生活支援センター	31	(4) おむつの支給	42
(2) 各種相談員	31	(5) 訪問理髪・美容サービス	42
(3) 窓口における相談指導	32	2 社会参加・自立生活支援	43
(4) 家庭児童相談室	32	(1) 重度視覚障害者ガイドヘルパーの派遣	43
(5) 地域総合相談会	32	(2) 手話通訳者の派遣	43
(6) 心の健康相談・精神保健福祉相談	32	(3) 盲導犬の購入助成	43
(7) 精神保健家族教室	33	(4) 車いす対応車両購入費の助成	43
(8) 特定疾患療養相談会	33	(5) 日常生活用具の給付と貸与	43
(9) 電話健康相談	33	(6) 福祉タクシー	45
(10) 行政相談	33	(7) 福祉バスの運行	45
(11) 心配ごと相談	33	(8) 自動車操作訓練費の助成	45
(12) 地域福祉権利擁護事業	34	(9) 自動車改造費の助成	45
2 情報提供	34	(10) 補装具の交付・修理	46
(1) 障害福祉のしおり	34	(11) 公的施設等の利用料の割引	47
(2) 音訳テープの貸出し	34	3 日中活動の場	48
(3) 図書の貸出し	35	(1) デイサービス・デイケア	48
(4) アルコールセミナー	35	(2) 施設通所	48
(5) テレビ、ラジオ等による情報提供	35	(3) 盲人ホーム	49
第4 保健・医療	36	4 入居・入所施設	49
1 保健	36	(1) 入居施設	49
(1) 妊婦健康診査・乳幼児健康診査	36	(2) 入所施設	49
(2) 乳幼児発達健康診査	38	5 経済的支援	50
(3) 機能訓練	38	(1) 各種手当・年金の支給	50
(4) 生活指導教室「デイ・ケア」	38	(2) 心身障害者扶養共済制度	52
2 医療	39	(3) 生活福祉資金の貸付	52
(1) 育成医療・更生医療	39	第6 療育・教育	53
(2) 重度心身障害者医療費助成事業	39	1 就学前教育・療育	53
		(1) 保育所・幼稚園	53
		(2) 障害児保育	53

(3) 通所指導	53
(4) 早期療育施設（通園施設）	54
2 学校教育	54
(1) 盲・ろう・養護学校	54
(2) 障害のある児童の学級	55
(3) 学習障害児等教育研修会	55
3 社会教育	56
(1) 視覚に障害のある人の社会教育	56
(2) 聴覚に障害のある人の社会教育	56

第7 雇用・就業 ▶ 57

(1) 公共職業安定所における障害者職業紹介状況	57
(2) 障害者就業・生活支援センター	58
(3) 精神に障害のある人の社会適応訓練	58
(4) 福祉的就労	58

第8 スポーツ・レクリエーション、文化 ▶ 59

(1) 富山市勤労身体障害者体育センター	59
(2) 野外活動	59
(3) ふれあいキャンプ	59
(4) 障害者農園	59
(5) 夏期養護学校	59
(6) おもちゃの図書館	59

第9 生活環境 ▶ 60

1 建築物・道路・公共交通機関	60
(1) 公共的建築物	60
(2) 道路	60
(3) 公共交通機関	60
2 住宅	61
(1) 障害のある人向け住宅	61
(2) 住宅改善費の助成	61

関係資源の状況

1 ボランティア団体と登録ボランティア数	62
2 障害のある人の団体	62
3 サービス提供事業者等の状況	63
4 医療機関	64
5 障害者福祉プラザ	64
6 その他のサービス提供団体	65
(1) 社会福祉法人富山市社会福祉協議会	65
(2) 社会福祉法人富山市社会福祉事業団	65

第2部 ニーズ

アンケート結果

第1 調査の概要 ▶ 69

1 調査の目的	69
2 調査方法等	69
3 回収結果	69
4 調査・分析にあたって	70

第2 調査対象者の属性等 ▶ 71

1 年齢・性別	71
2 障害の種類	72
3 手帳の等級	72
4 重複障害	73
5 障害年金（20歳以上）	73
6 要介護認定（40歳以上の身体に障害のある人）	74

7 アンケートの記入者	74	(4) ショートステイ	90
		(5) 訪問入浴サービス	91
第3 日常生活	75	2 昼間の過ごし方	92
1 日常生活自立度等	75	3 どこに住みたいか	93
2 主な介助者	77		
(1) 家族のなかの主な介助者	77	第8 教育	94
(2) 家族以外の介助者	77	1 通園・通学の状況	94
		(1) 通園・通学先等	94
第4 交流とボランティア	78	(2) 通園・通学で困ること	95
1 この1年間の活動と今後の意向	78	(3) 希望する学習形態	96
2 ボランティアの受け入れ	79	(4) 放課後児童クラブ	96
		(5) 卒業後の進路	97
第5 相談・コミュニケーション手段	80	(6) 就園しない理由と今後の意向	97
1 相談機関	80	2 パソコン	98
2 点字の習得およびコミュニケーション手段	82	(1) パソコンの使用	98
(1) 視覚に障害のある人の点字	82	(2) パソコンの学習	99
(2) 聴覚または言語に障害のある人のコミュニケーション手段	82	第9 就 労	100
3 権利の擁護	83	1 就労状況	100
(1) 地域福祉権利擁護事業	83	(1) 就労の有無	100
(2) 成年後見制度	83	(2) 勤務形態	101
		(3) 現在の仕事をどのようにして見つけたか	102
第6 医 療	84	(4) 現在の仕事に従事している期間	102
1 医療のことで困っていること	84	(5) 仕事で悩んでいることや困っていること	103
2 精神に障害のある人の健康状態	85	2 働いていない理由	104
3 精神科医療等	85	3 就労意向	105
(1) 初めて精神科で診療を受けた年齢	85	(1) 就労意向	105
(2) 病名と治療	86	(2) 希望勤務形態	105
(3) 精神科への入院	86	第10 生活環境	106
(4) 精神科医療で困っていること	87	1 外 出	106
		(1) 外出するうえで困ること	106
第7 生活支援サービス	88	(2) 精神に障害のある人の外出しない理由	107
1 在宅生活支援サービス	88	2 住宅改造	107
(1) ホームヘルプサービス	88	3 災 害	108
(2) デイサービス	89	(1) 災害時に困ると思われること	108
(3) 精神科デイケア・ナイトケア	89	(2) 避難所等で困ると思われること	109

第11 暮らしやすくなるために > 110

意見・要望

第1 啓発・広報 > 111

1 障害者問題の理解 —————111

2 福祉教育 —————112

第2 ボランティア等 > 112

第3 相談・情報提供 > 113

1 相談体制 —————113

2 窓口への要望 —————113

3 情報提供 —————114

4 権利擁護システム —————115

第4 保健・医療 > 115

1 保健 —————115

2 医療 —————115

3 リハビリ訓練 —————116

4 医療費負担・助成 —————117

第5 生活支援サービス > 117

1 在宅生活支援サービス —————117

(1) 在宅サービス一般 117

(2) ホームヘルプサービス 118

(3) デイサービス・入浴サービス 118

(4) ショートステイ 118

(5) 通所施設 119

(6) 日常生活の便宜 119

2 社会参加・自立生活支援 —————119

(1) 補装具・福祉機器 119

(2) 各種割引制度 120

(3) 外出支援サービス 120

3 居住系サービス —————120

(1) グループホーム・福祉ホーム・援護寮 120

(2) 入所施設 121

4 所得保障等 —————122

(1) 障害年金 122

(2) 各種手当 122

(3) 税の減免 122

(4) その他 122

5 手帳制度 —————123

(1) 障害者手帳 123

(2) 障害程度区分 123

(3) 介護保険制度 124

第6 療育・教育 > 124

1 保育所 —————124

2 小・中学校 —————124

3 養護学校 —————125

4 学童保育 —————125

5 児童デイサービス —————126

第7 雇用・就業 > 126

1 働く場の確保 —————126

2 職場環境の整備 —————127

3 就労支援 —————127

第8 スポーツ・レクリエーション、文化 > 128

1 スポーツ・レクリエーション —————128

2 文化活動 —————129

第9 生活環境 > 129

1 建築物・道路・交通機関等 —————129

(1) 一般建築物等 129

(2) 道路・歩道 130

(3) 公共交通機関 130

(4) 駐車場 131

(5) その他 131

2 住宅	131
3 災害対策	131

第10 その他 ▶ 132

1 障害者計画・障害福祉計画	132
2 アンケート	132
3 その他	132

第3部 計画

第1章 基本目標等

第1 基本目標 ▶ 137	6 すべての人にやさしい街づくり	140
第2 計画策定・推進の基本的視点 ▶ 138	7 連携の強化と役割の明確化	140
1 市民参加によるノーマライゼーション社会の実現		138
2 在宅生活・地域生活の重視		138
3 障害の特性に応じた支援		138
4 障害の重複化・重度化および障害のある人の高齢化への対応		139
(1) 障害の重複化・重度化への対応		139
(2) 超高齢社会への対応		139
5 ライフステージに沿った総合的な施策の推進		139
第3 計画の性格・範囲・目標年度 ▶ 140	1 計画の性格	140
1 計画の性格		140
2 計画の範囲		141
2 計画の期間		141
第4 障害保健福祉圏域 ▶ 142		
第5 計画の体系 ▶ 143		

第2章 目標年度の障害のある人の数

1 目標年度の人口	144	5 発達障害のある人	147
2 目標年度の身体障害者手帳所持者数	144	6 高次脳機能障害のある人	147
3 目標年度の療育手帳所持者数	146	7 難病患者等数	147
4 目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数	146		

第3章 分野別基本計画

ノーマライゼーション理念の普及のために

第1 啓発・広報 ▶ 148

1 障害者問題の理解促進	149
(1) 広報事業	149
(2) 障害および障害のある人への理解の促進	149
(3) 各種イベント	149
(4) 交流事業	150
(5) 近所づきあい	150

2 福祉教育の推進 151

第2 ボランティア活動 ▶ 152

1 ボランティア意識の醸成	152
2 ボランティアの育成	152
(1) ボランティア活動に対する支援	152
(2) ボランティアの養成	153
(3) ボランティアセンター	153
(4) ボランティアのネットワークづくり	153

生活の質の向上のために

第1 相談・情報提供 ▶ 154

1 総合的な相談体制の充実	155
(1) ピア・カウンセリング	155
(2) 相談体制	156
(3) 専門支援体制	156
2 情報提供の充実	158
(1) 行政情報	158
(2) 一般情報サービス	158
3 コミュニケーション手段の確保	159
4 権利の擁護	160
(1) 権利擁護システムの構築	160
(2) 市民参加・政治参加	161

第2 保健・医療 ▶ 161

1 障害の予防と早期発見・早期治療の推進	161
(1) 妊婦・産婦に対するサービス	161
(2) 乳幼児に対するサービス	162
2 健康管理・増進施策の充実	163
(1) 教育・相談等	163
(2) 訪問事業	163
3 医療サービスの充実	164
(1) 障害の原因となる疾病等の治療	164
(2) 正しい知識の普及等	165
4 リハビリテーションの充実	166
5 精神保健・医療施策の充実	166
(1) 心の健康づくり	167
(2) 精神疾患の早期発見・治療	167

第3 生活支援サービス ▶ 168

1 生活の場の確保・充実	168
(1) ケアホーム・グループホーム	168
(2) 福祉ホームの充実	169
2 在宅サービスの充実	169
(1) 訪問系サービス	169
(2) 通所系サービス	170
(3) 短期入所	170
(4) 移動支援サービス	171
(5) 発達障害のある人の支援	171
3 施設サービスの見直し	171
(1) 地域生活への移行	171
(2) 施設の在り方の見直し	172
4 福祉用具等の利用促進	172
5 経済的支援	173

自立と社会参加を促進 するために

第1 療育・教育 ▶ 174

1	療育・幼児教育の充実	174
	(1) 障害があるとわかった時のフォロー体制	174
	(2) 早期療育	175
	(3) 早期療育施設の充実	175
	(4) 障害児保育・幼稚園教育	175
	(5) 発達障害のある児童への対応	176
2	学校教育の充実	176
	(1) 就学相談・指導	176
	(2) 特別支援教育	177
	(3) 発達障害のある児童への対応	178
	(4) 教育施設のバリアフリー化	178
	(5) 地域児童健全育成事業等	178
3	社会教育の充実	179
	(1) 障害者理解	179
	(2) 障害のある人を対象とする学習機会	179
	(3) 各種講座への参加	179
	(4) 地域での障害のある人とのふれあい交流	180
	(5) 福祉バスの利用促進	180

第2 雇用・就労 ▶ 180

1	一般就労の拡大と支援	181
	(1) 事業者への啓発、広報	181
	(2) 雇用機会の拡大	182
	(3) 雇用・就労の支援	182
	(4) 障害者雇用に関する市の対応	183
2	福祉的就労の支援	184
	(1) 自立訓練事業	184
	(2) 就労継続支援事業	184
	(3) 共同作業所	185

第3 スポーツ・レクリエーション、文化 ▶ 185

1	スポーツ・レクリエーションの振興	185
	(1) スポーツ・レクリエーション	186
	(2) スポーツ施設等	186

	(3) 指導員の養成	187
2	文化活動への参加促進	187
	(1) 参加する機会の拡充	187
	(2) 発表の場の提供	187
	(3) 文化活動等への支援	187
	(4) 文化施設等における支援	188
3	公共施設の有効利用	188

バリアフリー化を促進す るために

第1 すべての人にやさしい街づくり ▶ 189

1	公共交通機関の整備	189
	(1) バス、タクシー	190
	(2) 電車、駅等	190
2	みちの整備	191
	(1) 歩道	191
	(2) 道路等	192
	(3) 障害のある歩行者への支援	192
3	建築物の整備	192
	(1) 民間の公共的建築物	193
	(2) 公共建築物	193
4	公園、水辺空間等オープンスペースの整備	194
	(1) 公園	194
	(2) 水辺空間等の整備	194

第2 住環境の整備 ▶ 195

1	民間住宅への助成	195
2	市営住宅の改善等	195

第3 防災・防犯対策 ▶ 196

1	在宅の障害のある人に対する防災対策	196
	(1) 防火防災意識の高揚	196
	(2) 災害時における状況把握と支援体制	197

2 障害者施設における防災対策	198
3 防犯対策の推進	199

2 体制の整備と連携	201
(1) 庁内体制の整備と連携	201
(2) 国、県および近隣市町村との連携	202
(3) 民間との連携	202

推進基盤の整備

1 専門職の確保と養成	200
--------------------	-----

第4部 資料

富山市障害者計画・障害福祉計画策定経過	205
富山市障害者計画等策定委員会設置要綱	206
富山市障害者計画等策定委員会委員名簿	207

富山市障害者計画等策定検討会設置要領	208
用語解説	210

富山市障害者計画策定にあたって

1 背景

(1) わが国の動向

近年におけるわが国の障害者施策は、1981(昭和56)年の「国際障害者年」に始まり、1982(昭和57)年の「障害者に関する世界行動計画」、1983(昭和58)年～1992(平成4)年の「国連・障害者の十年」、1993(平成5)年～2002(平成14)年の「アジア太平洋障害者の十年」等一連の国際的な動向に大きな影響を受けながら進展を見せてきました。なお、「アジア太平洋障害者の十年」は、2002(平成14)年5月のアジア・太平洋経済社会委員会総会において、わが国の主唱により、さらに10年延長されました。

国においては、昭和57年の「障害者対策に関する長期計画」に続き、平成5年には「障害者対策に関する新長期計画 - 全員参加の社会づくりをめざして - 」(障害者基本法の「障害者基本計画」(第1次)とされました。以下「第1次障害者基本計画」といいます)を策定し、同年12月には、障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者基本法を制定(心身障害者対策基本法の抜本改正)しました。障害者基本法では、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」が基本的理念として加えられています。また、法の対象となる障害について、旧法では対象とされていなかった精神障害を障害として明確に位置づけています。そして、この法律や第1次障害者基本計画を実効性のあるものとするため、障害のある人の福祉に関する施策および障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進をめざした障害者基本計画の策定を国に義務づけ、都道府県および市町村にはこれに準じた計画の策定を求めています。

平成14年12月、国は「障害者基本計画」(第2次)を公表しました。この計画においては、第1次障害者基本計画における「リハビリテーション」および「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害のある人の社会への参加、参画に向けた一層の推進を図るため、平成15年度から平成24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めています。同時に、障害者基本計画の前期5年間ににおいて重点的に実施する施策、その達成目標および計画の推進方策を定めた「重点施策実

施5か年計画」を定めました。平成16年、障害者基本法の一部を改正する法律により、従来努力規定であった市町村障害者計画が平成19年4月1日から義務規定とされました。

一方、障害のある人のサービス等の提供について定める法制度も、めまぐるしく変わりました。

平成15年度からは、介護・福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害のある人の自己決定を尊重する支援費制度が導入されました。

平成16年、発達障害者支援法が公布されました。この法律において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等をいい、これらの人の心理機能の適正な発達および円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うこととしています。

さらに、平成15年度に導入された支援費制度を精神に障害のある人も含めて再構築する障害者自立支援法が平成17年11月に公布されました。障害者自立支援法では、市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

(2) 本市の取組み

平成17年4月、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村および細入村の7市町村が合併し、新たな富山市が誕生しました。合併前の7市町村はそれぞれ、障害者基本法に基づく障害者計画を策定していました。

旧市町村名	策定年度	目標年度
富山市	平成11年度	平成20年度
大沢野町	平成14年度	平成24年度
大山町	平成10年度	平成20年度
八尾町	平成14年度	平成23年度
婦中町	平成15年度	平成24年度
山田村	平成14年度	平成19年度
細入村	平成14年度	平成20年度

2 計画の策定方法

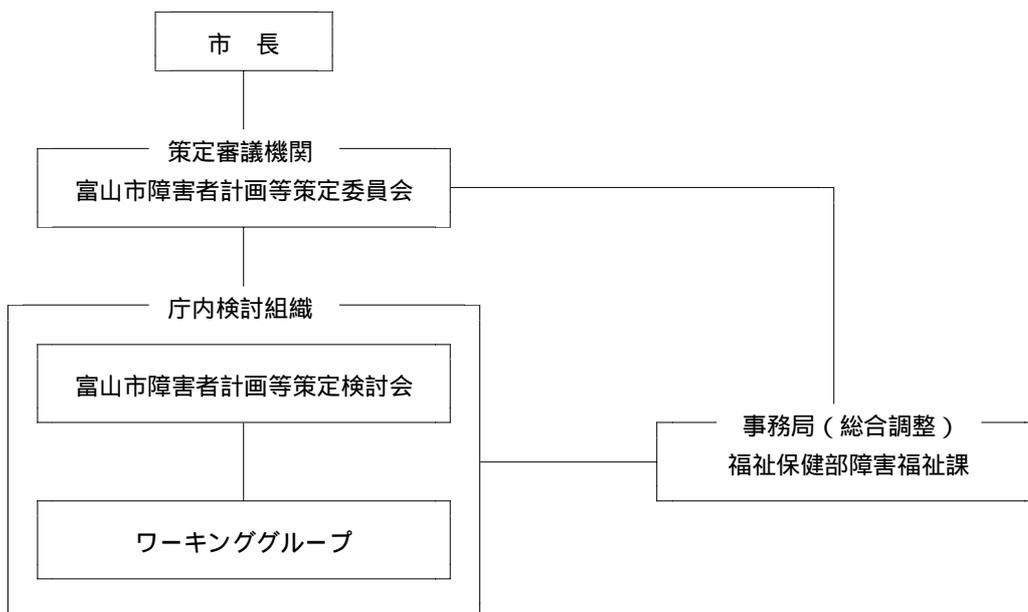
(1) ニーズの把握等

障害者計画を策定するために最も重要なことは、障害のある人のニーズを把握して、それを計画に反映させることです。平成18年6月、障害のある人の生活実態、意見、ニーズ等を把握するために、身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人および障害のある児童を対象としたアンケート調査を実施しました。さらに、平成18年7月には、障害のある人に関する団体の方々に、障害者計画・障害福祉計画に対する要望や現状のサービス等に対する意見等を提出していただきました。

(2) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議・策定機関として富山市障害者計画等策定委員会を設置し、調査・研究機関として富山市障害者計画等策定検討会およびワーキンググループを設置し、これらを総合調整しながら推進するために、福祉保健部障害福祉課が事務局を担当しました。なお、富山市障害者計画等策定委員会および富山市障害者計画等策定検討会は、障害者自立支援法に定める障害福祉計画についても、審議等を行いました。

富山市障害者計画策定体制



各機関の構成と役割

名 称	構 成 員	役 割
富山市障害者計画等策定委員会 (22人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者 ・ 福祉・保健事業等の関係者 ・ 障害者施設の代表者 ・ 障害者団体の代表者 ・ 経済・労働関係者 	障害者計画・障害福祉計画に関し必要な事項について調査、審議し、計画を策定する。
富山市障害者計画等策定検討会 (21人)	座長は福祉保健部次長（福祉担当） 検討員は関係施策を所管する課の課長	障害のある人に関する施策についての調査・研究を行うとともに、各部署間の相互調整・連携を図る。
ワーキンググループ	上記検討員がその所属職員のうちから推薦した者	